

京都市教育委員会兼職及び他の事業等の従事制限に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法第17条に基づき、京都市教育委員会事務局及び教育機関(学校及び幼稚園を含む。)に勤務する教育職員が、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することの基準について定めることを目的とする。

(許可の基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、教育公務員特例法第17条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 当該許可に係る行為による心身の疲労のため、当該許可を受けようとする職員の職務遂行上その能率に悪影響を与えるおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該職員の職務の遂行に支障が生じるおそれがあるとき。
- (3) 当該職員の職務と当該職員が兼ねようとする職、又は従事しようとする事業若しくは事務との間に直接の利害関係があり、又はその発生のおそれがあるとき。
- (4) 当該許可に係る行為が、地方公務員の職の信用を傷つけ、又は地方公務員の職全体の不名誉となるおそれがあるとき。
- (5) 次項各号に定める報酬の額を大幅に上回るとき。

2 前項の許可に係る行為のうち、職務(過去に従事した職務を含む。)に関して行う次の各号に掲げるものに対する報酬の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の番組への出演 1時間当たり20,000円以内
- (2) 著述 400字当たり4,000円以内

3 第1項の許可に係る行為の内容の高度の専門性その他の事由により、前項各号に定める額により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、これに代わる報酬の額を別に定める。

4 第1項の許可を行った後、当該許可を受けた職員の職務の変更その他の事由により、同項各号のいずれかに該当すると至ったと認められるときは、当該許可を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。